

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する精神障害者をいう。)に対し医療費の一部を助成することにより、精神障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる精神障害者(以下「受給資格者」という。)=は、本市の区域内に住所を有し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る支給認定に限る。)を受けている者
- (2) 法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級のものに限る。)の交付を受けた者
- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち前項各号のいずれかに該当する者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、この条例において受給資格者とする。
- (1) 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下「病院等」という。)の所在する本市の区域外の場所に住所を変更したと認められる者
- (2) 市内の病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者であって、入院等の前の住所地である市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が、市内の病院等に入院等をしたことにより本市の区域内に住所を有することとなった者について、引き継ぎ当該入院等の前の住所地である市町村に住所を有するものとみなして精神障害者医療費の助成を行わないもの(通称除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者となしな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第20条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)
- (4) 藩都市子ども医療費助成条例(平成14年藩都市条例第35号)、藩都市心身障害者医療費助成条例(平成18年藩都市条例第17号)及び藩都市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年藩都市条例第20号)の規定による医療費の助成を受けることができる者
- (5) 市内の病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者であって、入院等の前の住所地である市町村から精神障害者医療費の助成を受けることができるもの
- (6) その他他の法令等の規定により、この条例と同等な医療に関する助成を受けることができる者

(認定)

第4条 受給資格者が医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

(医療費の助成)

第5条 市長は、前条の規定より認定を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、当該受給者又はその家族等(法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)のうちいずれかの者に対し、次に掲げる場合は、その満たない額に相当する額(医療保険制度による附加給付が行われたときは、その額を控除した額)を助成する。

- (1) 第2条第1号に規定する者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定による医療を受けた場合
- (2) 第2条第2号に規定する者が医療を受けた場合(当該医療に関し前号の規定による助成を受けた場合を除く。)
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(平成11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができる。

(令5条第15号の一部改正)

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第7条 受給者又はその家族等のうちいずれかの者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が第2条に規定する受給資格者でなくなったとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。
- (3) 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるとき。
- (4) 規則で定める事項に異動が生じたとき。

(報告)

第8条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者若しくはその家族等のうちいずれかの者又は医療機関等に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者又はその家族等のうちいずれかの者が医療費の助成に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の期現に受給資格がある者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)後平成7年5月31日までの間に受給資格を備えた者が平成7年6月30日までの間に第4条の認定を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、施行日以後又は受給資格を備えた日以後の精神障害に係る医療の給付について、医療費の助成を行うものとする。

附 則(平成7年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第36号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の藩都市精神障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第18号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の藩都市精神障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第32号)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年3月1日(以下「施行日」という。)以後においてこの条例による改正後の藩都市乳幼児医療費助成条例、藩都市母子家庭等医療費助成条例、藩都市老人医療費助成条例、藩都市心身障害者医療費助成条例及び藩都市精神障害者医療費助成条例に規定する医療費助成の特例に該当することとなる者は、施行日以後にこれらの条例に規定する医療費助成の特例に該当することを条件として、それぞれの条例に規定する受給者証の交付又は認定の手続を施行日前においても行うことができる。

3 この条例による改正後の藩都市乳幼児医療費助成条例、藩都市母子家庭等医療費助成条例、藩都市老人医療費助成条例、藩都市心身障害者医療費助成条例及び藩都市精神障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

4 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成19年条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(藩都市精神障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第4条の規定による改正後の藩都市精神障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第10号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第17号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。